

栗東市 新ごみ処理施設整備事業に関する意向等調査（メーカーアンケート第2回）

	A社	C社	E社	G社	H社	まとめ
(1) 本事業への参入意欲						
① 本事業の概要を踏まえたうえで、本事業への貴社の参入意欲とその理由についてご記入ください。						
・参入意欲あり	—	—	—	●	●	計2社
・条件がととのえば参入したい	●	●	●	—	—	計3社
・参入意欲なし	—	—	—	—	—	計0社
② 参入意欲に関する理由	2023年度に発注予定のため、3年先の弊社の既設炉更新や改造工事含め他案件の状況、社内負荷事情等を考慮しながら、参入するか判断させていただきます。	入札時期、公告資料等を検討し、判断したい。	弊社が持つ技術・ノウハウを活かすことができる事業であるため。	当社は環境事業分野で事業展開しており、特にごみ焼却施設等の建設・運営については主たる事業として積極的に参入しています。 また、本事業と同規模でBTG付ストーカ式焼却炉の実績を有しており、取組みが容易です。入札における諸条件が当社意向に合えば、本計画にも積極的に参入したい所存です。	弊社は一般廃棄物処理施設の設計・施工は基より、安全で安定した施設運営のノウハウを有しており、従来のDB並びにDB+O、DBO事業への実績もあることから、貴市ご計画の本事業に対して参入を希望します。	各社の同規模施設や経験する事業方式での建設・運営等実績を踏まえたノウハウの活用をはかる。
③ 本事業において、貴社の技術・ノウハウなどを活用し易くするために必要な施設整備条件や事業実施条件などの発注条件または契約条件・支援措置などをご記入願います。 （どのような条件がととのえば参入したいと考えるかについて、ご記入ください。）	貴市こだわりポイントは別として、要求水準書の内容をガチガチに固めると事業者の創意工夫が発揮できないため、提案の余地を残すことを推奨します。 弊社にとって予定価格が極端に低くないこと、損害賠償に連帯責任や過度なペナルティ条項がないことも参入可否の判断基準となります。	・処理方式（ストーカ方式へ）の統一。 ・ボイラ付焼却施設およびDBO物件の竣工実績。	事業者の技術・ノウハウ等を最大限発揮するため、施設の具体的な仕様や指定等は、必要最小限に留めていただき、貴市が必要とする最低限の水準を設定願います。	発注条件（入札参加資格）について、ある基準以上の会社規模（例：清掃施設工事で経審1200点以上）や、同規模の受注又は納入実績を要する会社同士の競争を行うことで、高度な技術の活用や十分な品質が確保できる提案（技術・ノウハウ等）の活用がし易くなります。	設計・施工（DB）業者は施設稼働後の安全・安定・安心でできプラント運転を見据えて設計・施工していますので、その運転技術やノウハウが十分に発揮できる様に、公設民営方式（DB+O方式；長期包括運営業務委託）も公設民営方式（DBO）方式同様に長期包括運営業務（O）まで任せて頂ける発注条件を推奨します。	左記の各社の希望する要件に可能な範囲で配慮することが必要。（処理方式を限定しての参加を限定している企業があることにも留意する）
④ これまでに対応したごみ処理施設の整備及び運営を行う案件において、貴社の技術・ノウハウなどの活用を妨げるおそれがあるために採用・導入が望ましくないと考えられる施設整備条件や事業実施条件などの発注条件または契約条件があれば記入願います。	現時点では特にございません。	・ストーカ式焼却炉以外の処理方式。	送電線の容量不足により、施設からの余剰電力を逆潮流できないこと。	昨今の土木・建設事業を取り巻く環境変化により、施設整備費のコストを正確に把握することが困難な状況にあります。 施設整備費は見積りからの物価の変動を反映し、柔軟に契約変更ができる条件を考慮いただければと思います。 また、事業予算を組む段階においては、こうした事情にご配慮いただいた予算としていただくことも考慮いただければと思います。	公設民営方式（DB+O方式；長期包括運営業務委託）は、設計・施工（DB）業者がプラント設備機器の取組担保や保証も含めて長期包括運営業務（O）を行う事が理想と考えます。 設計・施工（DB）業者と長期包括運営委託業者（O）が異なると、特許製品や実用新案登録等の技術・ノウハウが無断で流出した例があり、トラブルや故障時の責任所在が明確にならずに施設の維持管理面に支障を来す恐れもあり、結果としては発注者にご迷惑をお掛けする事も考えられます。 よってDB+O方式の設計・施工業者（DB）が長期包括運営業務委託（O）までを行う発注方式を推奨します。	左記の各社の望ましくない条件に可能な範囲で配慮することが必要。（処理方式を限定しての参加を限定している企業があることにも留意する）
(2) 事業方式について						
① 本事業において望ましいと考える事業方式、また懸念されるリスクがあればご記入願います。なお、複数の事業方式を選択した場合には、順位づけ願います。 注）貴社が想定しない事業方式には順位の（ ）内に「—」を記入願います。						
1 番目：	公設民営方式（DBO 方式）	公設公営方式（DB 方式）	公設民営方式（DB+O 方式；長期包括運営業務委託）	公設民営方式（DBO 方式）	公設民営方式（DB+O方式；長期包括運営業務委託）	第1希望（最多回答）： 公設民営方式（DB+O方式；長期包括運営業務委託）、公設民営方式（DBO方式）
2 番目：	公設民営方式（DB+O 方式；長期包括運営業務委託）	公設民営方式（DB+O 方式；長期包括運営業務委託）	公設民営方式（DBO 方式）	公設民営方式（DB+O 方式；長期包括運営業務委託）	公設民営方式（DBO方式）	第2希望（最多回答）： 公設民営方式（DB+O 方式；長期包括運営業務委託）
3 番目：	公設公営方式（DB 方式）	公設民営方式（DBO 方式）	公設公営方式（DB 方式）	公設公営方式（DB 方式）	公設公営方式（DB方式）	第3希望（最多回答）： 公設公営方式（DB方式）
4 番目：	—	—	—	—	—	—
5 番目：	—	—	—	—	—	—
6 番目：	—	—	—	—	—	—
7 番目：	—	—	—	—	—	—
8 番目：	—	—	—	—	—	—
② 望ましいと考える理由	・DBO方式（公設民営方式） 貴市の財政負担の平準化や業務負担（契約手続き等）の軽減が可能であり、さらにこれまでの参画や受注実績が多いことから、民間の創意工夫やノウハウを活かした施設整備や運営が可能であるため。 ・DB+O方式（長期包括運営業務委託）及びDB方式（公設公営方式） 運転が直営案件においても、これまで数多くの参画や受注実績があることから、設計・建設時における創意工夫やノウハウを活かせるため。	・地域住民との関係や廃棄物の自己処理の観点より、施設は発注者様に所有頂き、発注者様の要求事項に対応した施設の設計・建設・整備・維持管理を事業者が受託する方式が良いと考えます。 ・上記でも、「DB方式」「DB+O方式」または「DBO方式」であれば、資金調達面（資金調達の金利負担がない）、税制面（施設所有の際に掛かる法人税、県民税、市民税、事業税、固定資産税などが不要）において互いにメリットがあり、事業全体コストの削減効果が期待できると考えます。	【DB方式】、【DB+O方式；長期包括運営業務委託】 弊社グループは、本事業方式において豊富な実績を有しており、これらで培ったノウハウを最大限発揮できます。また、本方式では公共の起債が可能であり、PFI方式と比べ、金利面でメリットが期待できます。なお、施設の運営事業を複数年にわたり事業者に委託することを希望される場合は、建設工事の実施設計が終了した後、5年程度毎に運営事業を別契約する方式が望ましいと考えます。 【DBO方式】 DBO方式は、公共の起債により、事業者による調達に比べ低金利での資金調達が可能であることや、事業者の固定資産税等の租税負担が少なくできることから、PFI方式と比べ、コストの削減が可能です。現在、弊社におきましても、焼却方式（ストーカ式）におけるDBO方式での受注実績を15件有しており、事業ノウハウを十分に蓄積しております。	DBO方式、DB方式、DB+O方式は、行政側で国の交付金や公債等により施設建設の資金調達を行っていたことで、民間事業者にとっては、資金調達のリスクが回避できます。 PFI方式と比較すると民間事業者の創意工夫の余地は減りますが、行政側にとっては低廉でノウハウを活かした良質なサービスが期待できます。	公設民営方式（DB+O 方式；長期包括運営業務委託）の推奨理由について、設計・施工段階での施設整備は発注仕様及び要求水準等の条件を満足する形で、DB方式とDBO方式での大きな価格差は無いと考えますが、運営段階では民間事業者の経験や実績及びノウハウに基づく創意工夫等で運営費の削減が見込めると考えます。 DBO方式では目的会社（SPC）の設立並びに人員を含む経費増と目的会社（SPC）設立時の資本出資に構成員の積極性が乏しいことから、DB+O方式（長期包括運営業務委託）と比較し運営費が割高になると考えます。よって公設民営方式（DB+O方式；長期包括運営業務委託）が経済性も含めて推奨する発注方式と考えます。	左記の望ましいと考える理由を考慮し、市として最適と考えられる事業方式を検討する。
③ 懸念事項やリスク	既設運転管理企業職員の再雇用についてのご要望がある場合、弊社の採用規定や就業規則に則っていただくため要協議とさせていただきます。	・PFI方式の場合、建設・資金調達を民間が担う必要があり、事業全体コストの削減効果は減少すると考え、現時点ではPFI方式への参加意欲は低いです。 ・竣工後20年程度経過した際に実施すると思われる基幹的設備改良については、将来のごみ質・ごみ量の変動、法令改正等で変わりますので、事業範囲に含めることはお互いにリスクを負うことになり適当でないと考えます。	DBO方式やPFI方式を採用した場合、公設公営方式と比べ、下記内容によるコストアップを懸念しております。 ・運営業務委託費におけるリスク費の計上（建設前から運営費が固定されるため） ・SPC設立費用、SPC経費（人件費、開業費、総務費）の計上 ・資金調達の金利、事業会社の固定資産税等の租税負担（PFI方式の場合）	DB+O方式を採用される場合、運営中の設備に対する品質の保証やトラブル発生時の切り分け等が複雑になり責任の所在が不明確になりやすいことが懸念されます。	PFI事業方式（BTO、BOT、BOO等）でファイナンスで民間事業者が資金調達を行う場合、金融機関による監視下で提案内容の承諾や資金調達額の算出協議等で様々な調整に時間を要します。また、設計・施工・運営ノウハウの情報開示が要求等も考えられることから、DB+OやDBOと比較し事務的な負担増が考えられますので、ファイナンスを含めたPFI事業方式（BTO、BOT、BOO等）での発注形態には参加意欲は御座いません。	左記の各事業方式にかかる懸念やリスクを考慮し、市として最適と考えられる事業方式を検討する。
(3) 事業範囲について						
本事業を公設公営方式以外で実施する場合、運営段階の事業範囲は下表に示す所掌を想定しています。						
1）事前調査：3項目						
2）建設段階：4項目						
3）運営段階：4区分13項目						
4）運営段階：4区分9項目						
5）共通事項：2区分5項目						
① 以上の事業範囲について、貴社のご意見をお聞かせください。						
・適当である	—	—	—	●	—	事業範囲として不適当とする項目に関しては再検討する余地あり。
・適当でない	●	●	●	—	●	

栗東市 新ごみ処理施設整備事業に関する意向等調査（メーカーアンケート第2回）

	A社	C社	E社	G社	H社	まとめ	
② 上記1）から5）に示した業務のうち、「事業範囲から除外することが望ましい業務」、「市が実施することが望ましい業務」、「民間事業者が実施することが望ましい業務」がありましたら「その理由」とともに以下の欄にご記入願います。							
1) 事業範囲から除外することが望ましい業務							
項目（1）	—	施設見学に対応する。	運営段階（焼却灰等の運搬、焼却灰等の処理）	特になし	ごみ処理手数料の徴収について	事業範囲については、左記の除外することが望ましい業務（例：ごみ処理手数料の徴収、焼却灰等の運搬・処理、施設見学等）について再検討する。	
除外することが適当と考える理由（1）	—	訪問者は市の施設として見学に来るため、市の職員による説明を行って頂く方が良いと考えます。	焼却灰等の運搬・処理を長期契約する場合、運搬企業・再生利用企業は長期契約を忌避して参加が限定的になる事や、長期間のリスクを見込み割高な価格設定になる事などが懸念されます。 また、事業期間中の新しい企業の参画や、より良い再生利用技術に切り替えることが困難になります。 このことから、当該業務を本事業範囲から除外し、貴市が直接、運搬企業・再生利用企業を選定し、運搬・処理契約を締結するスキームが望ましいと考えます。 なお、焼却灰等の運搬、処理（再生利用含む）業務をPFI/DBO事業に含める場合でも、廃掃法の再委託の禁止規定に抵触する事を防ぐため、排出者である自治体様が直接、運搬企業・再生利用企業と運搬・処理契約を締結する必要があります。	特になし	施設への搬入ごみに係る処理手数料の最終的な収支管理は貴市の業務と判断します、金銭を扱う業務は民間事業者よりも地元住民や地域に精通した貴市職員の方が手数料を徴収する方が業務としてスムーズに行くと思いますので、民間事業者の事業範囲から除外することが望ましいと考えます。		
2) 市が実施することが望ましい業務							
項目（1）	焼却灰等の処理	長寿命化計画	運営段階（受付（計量）、ごみ処理手数料の徴収）	焼却灰等の運搬	ごみ処理手数料の徴収について		事業範囲については、左記の市が実施することが望ましいとされた業務（例：ごみの受付（計量）、ごみ処理手数料の徴収、焼却灰等の処理、施設見学・環境教育等）について再検討する。
市が実施することが適当と考える理由（1）	場内の積み込みが事業者、運搬が貴市になっているため、処理も貴市が望ましいと考えます。 一灰の資源化（運搬含む）を事業範囲から外すことを要望します。	長寿命化計画は施設単位の観点だけでなく、地域単位の観点から検討する必要がありますので、元となる資料の提供を請負者が行い、市で纏めて頂くのが良いと考えます。	搬入車両の計量・手数料徴収は公金を受け取る業務となります。万一、料金の未納等が発生した場合には、債権者である貴市による対応が必要となるため、貴市にて計量手続きと料金の徴収を行って頂く方が、より円滑な運営が可能と考えます。	市外への運搬がある場合、運搬の許可免許が必要となるため、民間で運搬できる業者が限られる。	施設への搬入ごみに係る処理手数料徴収業務は民間事業者の所掌となっていますが、最終的な処理手数料の収支管理は貴市の業務と判断しますので、手数料徴収業務は貴市の所掌が望ましいと考えます。		
項目（2）	施設見学	焼却灰等の処理	運営段階（焼却灰等の処理）		運営期間終了時の引継業務について		
市が実施することが適当と考える理由（2）	行政視察には議会も含めることを要望します。	焼却灰等の処分については将来、市の意向が出てくると思いますので、市にて決定・実施頂くのが良いと考えます。	“事業範囲から除外するのが望ましい業務”の理由を参照下さい。		運営期間終了時に必要な情報提供や運転指導等は民間事業者が実施しますが、引継業者の選定や運営形態によっては貴市の関与（△）が必要と考えます。		
項目（3）			共通事項（施設見学、環境教育）				
市が実施することが適当と考える理由（3）			見学者対応・環境教育は、市民を対象としたものであることから、あくまで事業主体は貴市であり、民間事業者は見学者対応等の支援を行う体制とさせて頂くことが、適切な枠組みだと考えます。				
3) 民間事業者が実施することが望ましい業務							
項目（1）	—	特になし	特になし	売電：余剰電力を売電し、その収入を管理する。（ただし、売電収入は市に帰属する。）	特になし （上記以外の事業範囲所掌は適当と考えます。）	事業範囲については、左記の民間事業者が実施することが望ましいとされた業務（例：売電収入の管理と収入の市への帰属等）について再検討する。	
民間事業者が実施することが適当と考える理由（1）	—	—	—	民間での運営費用の低減が可能となり、運営側での事業の自由度が広がる。	—		
(4) 事業期間について							
① 本事業の施設整備期間は、設計1年間（令和6（2024）年度）、建設工事3年間（令和7～9（2025～2027）年度）とし、令和10（2028）年度初めに施設供用開始を予定していることについて、適当であると考えますか。 適当でないと考える場合は、その理由や意見をご記入願います。							
・適当である	●	●	●	●	●	施設整備期間に関しては、現時点で適当と判断される。	
・適当でない	—	—	—	—	—		
② 適当ではないと考える理由・意見	—	—	—	—	（建設予定地に地中障害物・汚染物質の除去やと特殊基礎・地盤改良工事等が該当しないことを前提で事業期間は適当であると考えます。）		
③ ごみ処理施設においては、維持管理・運営期間を15～25年間に設定している事例が多いことを踏まえ、本事業を公設公営方式以外の事業方式で実施する場合、事業期間を20年間とすることについて、適当であると考えますか。適当でないと考える場合は、その理由や意見をご記入願います。							
・適当である	●	●	●	●	●	維持管理・運営期間に関しては、現時点で適当と判断される。	
・適当でない	—	—	—	—	—		
④ 適当でないと考える場合の理由・意見	—	—	—	—	（近年、自治体発注による一般廃棄物処理施設のDBO案件では、概ね20年間の運営期間が主流となっています。20年間以上の長期運営期間は想定困難なリスクも考えられ、20年間の運営期間は適当であると判断します。 また、公設民営方式（DB+O方式：長期包括運営業務委託）であれば、概ね10年間による長期包括運営期間が適当と判断します。）		
(5) コスト縮減のための条件 注）二次提出（令和3年1月12日）分に該当のため参考回答							
① 本事業を公設公営方式以外の事業方式で実施する場合、貴社の技術・ノウハウなどを活用しやすく公設公営方式で実施する場合よりも総事業費※1を縮減できる可能性があると考えますか。 （※1：総事業費には、施設整備費用の他、複数年にわたり運転管理などを実施する費用など、公共が負担するライフサイクルコストを意味します。）							
・はい	※次回回答	—	●	●	※次回回答	左記のとおり必ずしも公設公営以外の事業方式がコスト縮減につながらないとの回答あり。今後の検討（次回回答による各事業方式のVFMの算定等を含む）を要する。	
・いいえ	※次回回答	●	—	—	※次回回答		
② 本事業を公設公営方式以外の事業方式で実施の場合に、総事業費の縮減を可能とするために必要な施設整備条件や事業実施条件などの発注条件または契約条件などをご記入願います。	※次回回答	（無回答）	民間の技術・ノウハウ等を最大限発揮するため、施設の具体的な仕様の制限やご指定等は、必要最小限に留めていただき、発注者が必要とする最低限の水準を設定願います。	DBO方式（公設民営方式）又はDB+O（公設民営：長期包括運営業務委託）であれば、運営費の削減が可能となります。ただし、運営費の削減は、施設を施工した事業者と同一（グループ会社含む）であることが条件となります。 また、売電収入を事業者側に帰属すれば、運営費の削減がより削減可能となります。	※次回回答	左記の回答を参考に望ましい施設整備条件や発注条件を引き続き検討する。	
③ これまでに経験したごみ処理施設の整備及び運営を行う案件において、総事業費を縮減することが困難となるなどために、採用・導入が望ましくないと考えられる施設整備条件や事業実施条件などの発注条件または契約条件などがあれば記入願います。	※次回回答	・排水の完全クローズド処理 →プラント排水を処理後、下水道放流にすることで、エネルギー回収率を上げ、売電量を増やすことができます。 ・適切な排ガス保証値 →各種排ガス保証値の保証値を低く設定するとユーティリティ費用が増加します。また、保証値によっては追加の設備が必要となりますので、適切な数値を設定して頂ければと思います。	下記のような施設整備条件は事業費の増加につながるため、配慮いただきますようよろしくお願いします。 【施設仕様】 ・建築鉄骨のBグレード指定 ・プラント機器架台の設計基準を建築基準法に準拠 ・SUS等の高仕様材質の指定 【事業実施条件】 ・PFI方式が採用され、民間企業による資金調達額が多く設定されること	施設整備において、予期せぬ埋設物があった場合は、協議の上、市側にて処分等の費用増額を見込んでいただく事を考慮いただければと思います。	※次回回答	左記の回答を参考に望ましくない施設整備条件や発注条件を引き続き検討する。	